

公的職業訓練のご案内

～ 職業訓練を受けて、一緒に就職を目指しませんか ～

仕事をお探しの皆様へ

希望する求人はありましたか？ 条件等は良いけれど、「経験も資格も無い」「退職してからブランクがある」等、応募をあきらめていませんか？ そんな貴方にぴったりの就職支援メニューが公的職業訓練制度です！希望する職業に就くために、技能・知識を身に付けて自信を持って求職活動を行いましょう！

職業訓練

+

ハローワークの就職支援

早期就職

☆訓練修了後もハローワークが積極的に就職支援を行います！

公的職業訓練とは何です

・求職者の方の就職を応援するために知識や技能を身につける機会を提供する制度で、国や宮崎県など公的な機関が実施や認定をしているものです。

公的職業訓練の主な種類

無料で受講できますよ！

(テキスト代等一部実費負担あり)

○求職者支援訓練

・主に国からの失業給付を受けることができない方（特定求職者）を対象にした訓練で、県内各地の民間訓練実施機関で実施する訓練です。また、一定要件（詳細は、ハローワークにお尋ねください。）を満たせば、訓練期間中**職業訓練受講給付金**を受けながら訓練を受講することもできます。

職業訓練受講給付金・・・受講手当（月 10 万円）＋通所手当＋寄宿手当

※特定求職者であるだけでは職業訓練受講給付金は支給されません。（別途、要件があります。）

☞ 求職者支援制度の対象者は、①ハローワークに求職の申込みをしていること ②雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ③**労働の意思と能力があること** ④職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと 全てを満たす「特定求職者」です。

例えば、・雇用保険に加入できなかった・再就職できずに失業給付が終わった・雇用保険の加入期間が足りずに失業給付が受けられない・自営業を廃業した・就職が決まらないまま学校を卒業した・長期にわたり就職していないがこれから安定した就職を目指したい などの方が該当します。

* 在職中（週所定労働時間が 20 時間以上）の方や短時間就労・短期就労のみを希望される方などは原則として特定求職者に該当しません。

○公共職業訓練（委託訓練・施設内訓練）

・主にハローワークで失業給付の手続きをしている方を対象にした訓練で、県内各地の民間訓練実施機関で実施する委託訓練と宮崎・延岡の職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）で実施する施設内訓練があります。

公的職業訓練の内容は？

○求職者支援訓練：事務・パソコン操作、事務、医療事務、介護職、WEB 等パソコン実践、簿記・経理等

○公共職業訓練（委託訓練）：事務・パソコン操作、医療事務、介護職

○公共職業訓練（施設内訓練）：機械、電気、CAD 関係

現在、受講者を募集しているコースを宮崎労働局のHPに掲載しております

◆ 宮崎労働局の HP (<http://miyazaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)